

水道料金表(旧長浜市・旧近江町・旧虎姫町)

1. 水道料金(消費税込み【10%】)

基本料金			超過料金	
用途	基本水量	料金	超過水量	1m ³ あたり料金
一般用	10m ³ まで (20m ³ まで)	1,257円 (2,514円)	11m ³ から20m ³ まで (21m ³ から40m ³ まで)	157円
			21m ³ から40m ³ まで (41m ³ から80m ³ まで)	
			41m ³ 以上 (81m ³ 以上)	193円
業務用	10m ³ まで (20m ³ まで)	1,885円 (3,770円)	11m ³ から100m ³ まで (21m ³ から200m ³ まで)	188円
			101m ³ から250m ³ まで (201m ³ から500m ³ まで)	199円
			251m ³ 以上 (501m ³ 以上)	204円

()内は2ヶ月の場合

2. メーター料(消費税込み【10%】)

口径	貸付料金(1個につき)
30mm	396円(792円)
40mm	450円(900円)
50mm	2,530円
75mm	3,960円
100mm	3,960円
150mm	5,830円

()内は2ヶ月の場合

◆ 2ヶ月ごとに検針をしています。(口径の大きいところは毎月検針をしています。)

◆ 検針期間の途中で、開始または中止したときの水量は、各日均等に使用したものとみなし、基本料金およびメーター料を算定します(1円未満は切り捨て)。算定割合は、以下のとおりです。

- (1) 使用日数が15日以内のとき 2分の1
- (2) 使用日数が16日以上30日以内のとき 2分の2
- (3) 使用日数が31日以上45日以内のとき 2分の3
- (4) 使用日数が46日以上2ヶ月未満のとき 2分の4

◆ 用途の適用基準

(1) 一般用

ア. 一般日常生活に必要な用途に水道を供するもの。ただし、使用者が個人名以外となっているものには適用しない。

イ. 宗教法人に規定する宗教団体の用に水道を供するもの

ウ. 自治会(区)の用に水道を供するもの

エ. その他企業長が認定するもの

(2) 業務用 上記以外の用に水道を供するもの

※同一の土地または建物が、一般用が適用される部分と業務用が適用される部分の両方を含んでいる場合は、その全部を業務用として使用したものとみなす。ただし、業務用が適用される部分において給水栓がなく水道が使用できない場合は、この限りではない。